

平成27年9月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成27年9月10日（木）

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成27年第3回（9月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成27年9月10日  
午前10時00分  
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について  
日程第3 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第4 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する  
請願

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	笠 利 毅 議員
〃	木 村 彰 人 議員	〃	船 越 隆 之 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

地域健康部長	友 田 浩	市民福祉部長	中 島 俊 二
地域づくり課長	藤 田 彰	市民課長	行 武 佐 江
人権政策課長	福 嶋 浩	福祉課長	阿 部 宏 亮
元気づくり課長	井 浦 真須己	保育児童課長	中 島 康 秀
文化学習課長	木 村 幸代志	介護保険課長	平 田 良 富
スポーツ課長	大 塚 源之進	国保年金課長	高 原 清
生活環境課長	田 中 縁	総務部理事兼 公共施設整備課長	原 口 信 行

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	今 泉 憲 治	議事課長	花 田 善 祐
書 記	力 丸 克 弥		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

なお、執行部より、説明員として総務部理事兼公共施設整備課長の出席要求がありましたので、これを許可し出席していただいております。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（行武佐江） おはようございます。

議案第56号、太宰府市手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。

新旧対照表6ページと7ページで説明させていただきます。

10月よりマイナンバー制度が導入されることに伴い、10月以降各世帯に通知カードが送付されます。また、本人の申請により平成28年1月以降、個人番号カードを交付し、市民の皆様にご利用いただくことになっております。

1回目は無料ですが、万が一、紛失、焼却、著しい損傷があった場合は再交付が可能ですが、その場合の手数料相当経費は国庫補助の対象にならないため、総務省からの通知に基づき、原紙代、ICカードの原価代を考慮し、それぞれ通知カードは500円、個人番号カードは800円を再交付手数料として、別表の中に17・18を新設するものです。

なお、電子証明書付個人番号カードの再発行の場合は、手数料200円が別途かかりますので、窓口で1,000円いただくことになります。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第56号について質疑はありますか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おはようございます。

一つ質問なんですけれども、国庫補助の対象にならないということは、500円、800円というのは太宰府市が決めた金額という形になるわけですか。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（行武佐江） 平成27年4月17日に総務省のほうから通知が参りまして、その中に通知カード及び個人番号カードの再交付の手数料の取り扱いについてということで、500円、800円というのが提示されております。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はございませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） まず、3点お伺いいたしますけれども、再発行の有料化になっている根拠みたいなものをもう少しお聞きしたいのと、あと2点目に再発行の手続きはどのように進むのかということ、それと3点目に10月5日以降に産まれる新生児への対応はどういうふうになっているのかお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（行武佐江） まず、根拠についてですけれども、これも4月17日に総務省から参りました手数料の取り扱いという中で、先ほど述べましたとおり、原紙代とかですね、あと個人番号カードはプラスチック製になりますので、そういうものの原価代ということで通知がきております。

それから、手続きの方法なんですけれども、今、住基カードもお渡ししてますけれども、それと同じ形で、もし盗難とかの場合は、警察に届けていただいて、警察の証明とかですね、もし、火事とかで焼却してしまったということであれば、消防署の証明とかですね、なくされた場合は、こういう状況でなくしましたという届出を書いていただくことにしております。

それから、新生児についてですけれども、随時亡くなられた方とかもいらっしゃいますし、赤ちゃんが生まれたり、あと太宰府市からよそに転出された方、そういう方についてはJ-LISのほうに住基が変更になりましたということで届けております。ですから、発行された後に赤ちゃんが生まれたら、改めて、うちのほうからJ-LISのほうに申請をしまして、新しい番号を付けていただいてという形になります。ですから、通知カードは今日出生届をされたからといって、その場でお渡しするような形ではないです。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） まず10月5日以降の新生児に関しては、出生届を市に父母の方、あるいは、そういった届出がなされたら、市民課からJ-LISについて番号がいくのかということ、今の説明で理解していいのかということが1点と、それと再交付の部分の今言われたようないろんな事情があると思うのですけれども、個人の責任の部分での紛失とかそういう部分と、被害的にあうという盗難とか、盗難と言ってもいろんな事情があると思うんですよ、それを一律にして再発行は有料化っていうのは、それは何か国は見直す考えはないのか、今、おっしゃっている総務省の通知一つしか今この問題についてきてないのかというのを確認したいのと、それと再交付の申請というのは義務として関連法規のなかにうたわれているのか、その辺までお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（行武佐江） 出生届けについては、藤井副委員長がおっしゃるとおりです。

あと、盗難届に関しては2日ほど前ですけども、シュミレーションとか出ててですね、やはり、大事なものですから、クレジットカードとか、キャッシュカードと同じように、大事に保管してくださいというところで、盗難に遭われた場合は、皆さんすぐに警察に届けられると思うので、ですから、それに関して有料かどうかと言われると有料という形になるんですけども、例えばカード自体に不備がある場合、もちろん送られた時にチェックはしますけども、端末に繋いだ時にカードリーダーで読ませようとした時に、そのカード自体に傷があって使えないとか、そういう場合はもちろん無償になります。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 12ケタの番号に関連して伺いたいののが、事業所等は扶養等の関係で収集することはあると聞いておりますけれども、行政が、行政といっても太宰府市がその12ケタの番号を何か使用する計画があるのかお聞きして質問を終わりたいと思います。

答えれる範囲で答弁をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（行武佐江） 12ケタの個人番号の取集についてですけども、市民課のほうでは、まだそういったところは、よその課との協議をやっておりませんので、この場ではお答えできないのですけれども、今後、例えばe-Taxで確定申告をされる方とかですね、そういう方は個人番号カードを使ってということになると思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 議案第56号に関しましては反対討論をさせていただきます。

この手数料条例は事務条例ではありますけれども、その手数料を制定する根拠になっております、マイナンバー制度につきましては、年金機構の流出の問題とか、そういった部分との相まって、国民の皆さん、しいては市民の皆さんに周知、理解が進んでいるとは言えない状況があると考えます。

その中で、マイナンバー制度導入に向けての事業、関連する条例でありますので、この条例案につきましては、反対を表明いたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小島真由美委員) 多数挙手です。

したがって、議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時10分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第2、議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、同時に説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは、補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

2款4項1目、住民基本台帳事務費について、説明を求めます。

市民課長。

○市民課長(行武佐江) 市民課所管分の補正予算について、ご説明いたします。

まず歳出から、補正予算書14、15ページ、2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、991住民基本台帳事務費235万5,000円につきましては、先ほども述べましたとおり10月からスタートします「マイナンバー制度」の導入により、まず通知カードが各世帯に簡易書留で送付されます。

その後希望される方は、各自で個人番号カードの申請をされ、平成28年1月から市民課窓口でカードの交付を行います。

それらの事務に伴う臨時職員の雇用として、4節共済費、29万3,000円、7節賃金、161万1,000円、カードの裏書用トナー代などの消耗品費として、11節需用費、6万1,000円、返戻された通知カードの再送付郵便代として12節役務費、24万8,000円、また居住していないと思われる方の住民実態調査委託料として13節委託料、14万2,000円を計上させていただいております。

す。

関連して、歳入のご説明をいたします。

補正予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、2 節戸籍住民基本台帳補助金、社会保障・税番号制度事務費補助金 222 万 1,000 円につきましては、先にご説明しました個人番号カード交付事務費補助金として、国から交付されるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 臨時職員を雇われるということでしたけれども、いつ頃までを想定しているのかということと、何人ぐらいかということが一つと、再送付用と郵便代でおっしゃったときに、何の再送付かを聞き洩らしたので、もう一度お願いします。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（行武佐江） まず臨時職員の件ですけれども、補正予算が通りまして、10月5日に法が施行されますので、それ以降通知カードを全世帯にJ-LISのほうから送られてくるんですけども、郵便事情もありまして、太宰府市に送られてくる日にちというのは、太宰府郵便局との打ち合わせの中でも、まだ日にちがはっきりしていないということです。ただ、10月5日に一斉にということはないと思いますので、10月の下旬から11月の初旬にかけて、そして遅くとも11月の末ぐらいまでには全世帯配付されるのではないかと思います。

それで、臨時職員については、10月から来年の3月末までの予定で、10月から12月31日までを1名、それ以降1月から3月までの3カ月間は、あと2人足して3名で対応したいと思っております。

役務費の件ですけれども、通知カードが返礼されまして、それを再送付する郵便代というところで予定しております。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、16ページ、17ページ。

3 款 1 項 1 目地域福祉関係費について、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、細目043の地域関係福祉費についてご説明申し上げます。

25節の積立金、地域福祉基金積立金であります。この基金の目的としましては、太宰府市地域福祉基金条例第1条に高齢者等の保健福祉の増進をはかるため、太宰府市地域福祉基金を設置

すると定めておりました、必要に応じまして一般会計歳入歳出予算に計上し、地域福祉活動の増進をはかるための費用に充当しているものでございます。

今回の補正では、平成26年度一般会計の決算額が確定しましたことによりまして、剰余金が発生しましたので、その一部であります9,000万円を一般会計から支出し、当基金へ積み立てるものであります。

なお、積立金の原資につきましては、補正予算書12、13ページの一番上の欄になりますけれども繰越金の3億8,114万9,000円の内、9,000万円を当基金へ積み立てるものでございます。

以上で、ご説明を終わります。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、3款1項11目、南隣保館管理運営費について、説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 3款民生費、1項11目人権センター費、110南隣保館管理運営費、18節備品購入費、施設一般備品22万4,000円について、ご説明いたします。

現在、デイサービス施設いこいの家に配置していますマッサージチェアが、故障し、動作不能となりました。

本機器は、平成16年3月に購入したもので、メーカーに問い合わせをしましたところ、製造から10年を経過しているため、補修部品の在庫がなく、修理不可能との回答を受けました。

いこいの家の利用者は、皆さん、毎回、マッサージチェアを利用されているため利用頻度が高く、これまでも修理を重ねてきましたが、今回、新たに購入するものとして、補正予算を計上させていただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） マッサージチェアですけれども、頻度が高いってのは、今の説明からも理解するんですけども、結局1台買い替えて、またずうっと、それを使い続けるような形ですか。台数を増やすとか、そういうような考えはないのですか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） いこいの家の利用者は月平均25人ぐらいいらっしゃいます。その方がお風呂に入られたりとか、そういう形で、大体お風呂に入られてマッサージを使われるということですので、15分程度使ったとして6.25時間かかるわけですけども、かわりがわりいけるような感じで、今までやってきてますので、1台で十分じゃないかなということで、1台購入というこ

とで今回計上させていただいております。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） ただ、過去何度もそういう状態であって、修理もされて、今回買い替えというふうに説明でもあったんですけど、それで本当に、率直に言って大丈夫なのかなというような懸念というか、引っ掛かるところがあるんですね、ずうっとそういう状態で使われるのなら、また結局修理が発生するような形になると思うのですけれども、それだけ頻繁に使われたら損傷と言いますかね、激しくなって、通常の家とかで使われるよりも頻度は高くなるわけですから、当然、購入から1回目の修理までの期間が短くなってしまいうようなことも考えるんですけども、その辺については、どのように考えられているのか、一定のメーカー保証も当然あるでしょうけれども、そのメーカー保証も、どういう形で購入を考えられておられるのかですね、その辺までお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 過去、修理をした記録は約2回ほどということで聞いております。きちんと記録があるものということでございますので、そうすると10年間の内、2回ということで、利用に当たっては、その間ご迷惑はお掛けしますが、差し支えはないのではないかなと考えております。

メーカー保証につきましては、今のところ、どの機種というのは限定しておりませんので、それも含めて、今後検討していきたいと思っています。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 最後、確認ですけども、あくまでも購入にあたっては、メーカー保証だけの1年間はあるものとして考えられますか、それとも、例えば各種一般の家電製品とか買われる時には5年とか、そういうようなスパンの保証期間もあったりするような、一般の家庭の場合ですよ、そういったものもありますけども、そういった保証期間の設定というのは今後考えられるのか、それとも通常どおり1年間のメーカー保証のみの形で契約にむけて考えられているのか、その辺まで答弁をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 補正予算は定価で上げて、少し財政課のほうで削られましたから、できれば5年保証付けていきたいなというふうに考えておりますけども、もう金額次第になってくると思います。

1年しか難しいようであれば1年になるかもしれませんが、今のところそのように考えております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） ちょっと聞き洩らしたんですけども、いこいの家と言うのは老人いこい家の関係・・・

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 南隣保館に併設しております、デイサービス施設いこいの家ということになります。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 補正予算で壊れたので修理するという形で上げてきたのはわかるんですけど、計画的な形ですね、もし、よければ、しっかり内容を審査したうえで、新年度上げ直すとかいう対応ができなかったのかということですね。それと購入ということで上げておりますけれども、それこそ今の時代ですとリースとかですね、そういう選択肢はなかったのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） まず、新年度予算ということですが、冒頭申し上げましたように、非常に利用者の皆さんの好評を得ておりまして、早く直して欲しいという要望が強かったものですから、補正予算という形で、できるだけ早く導入したいということで上げさせております。

それとリースですけれども、定価ベースで試算した形では、約10年間使うという見込みで8万7,264円リース代のほうが高くなるという形になります。リースであれば所有権は移転しないということになりますので、最終的には、これぐらいの金額であれば購入したほうが結局安くなるのではないかとこのところでの、修理代も含めてですね、リース代のほうも同じようにかかってきますので、そういうところで購入というふうな決断をして上げさせていただいております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） どっちが高いか安いとかはわかりますけれども、例えば、ほかの施設でも機械というのは、どんどんどんどん進歩してきますから、多少高くても新しい機械をタイムリーで導入して、いいものを使っていただくと、そしてリースの場合は、もし故障した場合は、どちらの負担になるんですかね。そこも含めてリース代に入っていれば高い安いだけじゃなくて、そういうメリットはあるのではないかなと思います。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（福嶋 浩） 木村委員さんが、言われている新しく機器が変わるというのは、おそらくレンタルのことをおっしゃっているのだらうと思います。

リースの場合は、そのものの機器をずっと使い続けるということになるので、新しくなることはありません。レンタルの場合は、計算しましたけど2倍以上かかってしまいますので、レンタルは対象外ということで考えております。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） これ質問というよりも、感想なんですけども、急いで購入ということはあるんですが、10年の間に2回修理したとなると5年保証を考える余地はあると思うのですよね、前回10年間の内、いついつに故障したのかわかりませんが、予算が許すのであれば、がんばって5年保証つけてもいいのではないかと率直に思いましたので、考えてください。

○委員長（小島真由美委員） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に、3款2項1目、母子家庭等自立支援給付費、及び同3目市立保育所管理運営費について、説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長(中島康秀) 3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の事業細目016、母子家庭等自立支援給付費、20節扶助費の30万円でございますが、今回の補正につきましては、10月より実施いたします「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」に係る事業費の計上をお願いするものでございます。

資料を配布させていただいておりますので、資料に沿ってご説明いたします。

この「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」につきましては、ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくことを目的に実施するものです。

これは、ひとり親世帯の親の約13.8%が、最終学歴が中学卒であり、より良い条件での就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の学力があることは、最低限必要な条件と考えられます。

このため、高卒認定試験合格のための講座を受け、これを終了した際に受講費用の2割を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合に受講費用の4割を支給し、最大で受講費用の6割、金額で15万円を上限として、支給するものとなります。

これにつきましては、歳入が関連いたしますので、補正予算書の10ページ、11ページをご覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の、ひとり親家庭高卒認定試験合格支援補助金、22万5,000円でございますが、国の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱に基づき補助を受けまして事業を実施するもので、補助率は4分の3となっております。

続きまして、再度、補正予算書16、17ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費の3目教育・保育施設費の事業細目010市立保育所管理運営費、4節共済費の112万円、及び7節賃金の636万1,000円でございますが、ごじょう保育所嘱託職員の賃金を10月から3月までの期間で6人分、及びそれに伴う社会保険料等を計上させていただいております。

これは、ごじょう保育所が、障がい等により支援を要する児童が多く入所していること、定員増により通常勤務ではない早出、遅出をしなければならない保育士が多くなったことなどから、現在雇用している保育士の人数では、一時預かり保育200人定員までの入所に対応できていない状況がございます。

そのため、現在、当初予算の範囲内で嘱託保育士3名募集を行っており、今回の補正予算により6名追加し、合計9名を今後募集していきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 初めに高等学校程度卒業試験合格支援事業のほうなんですけれども、最大6割で15万円が金額的にマックスということは2人分という想定だと考えていいんだと思うんですけども、大体それぐらいの市内で需要というか希望というか・・・があるのかというのが一つですね。

あと、ひとり親家庭の13.8%が全国調査でということになってますけれども、全国母子世帯等調査ということでしたけれども、男親のひとり親世帯というのも、この13.8%という数字に含まれているのかという質問が2つめ。

あとは、保育所のほうに関することなんですけれども、今3名募集中で、さらに6名の募集をかけるということなんですけれども、現在までの3名の対する応募状況とか採用状況とかを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） まずはじめに30万円の予算の内訳なんですけれども、この分につきましては受講終了時の金額と、合格時の金額がございまして、試験自体が8月と11月の年2回が試験の期日になっております。

11月の試験につきましては、既に9月で申し込みが終わっております。今年度につきましては合格時の給付金のほうは出す事態にはならないと想定しておりますので、講座終了時の金額10万円の3人分ということで計上をさせていただいております。

それと、ひとり親世帯の13.8%の分なんですけれども、これについては父子家庭等も含まれていると考えております。

それと、もう一つ嘱託保育士なんですけれども、当初予算の範囲内で募集をかけているのですが、応募等が今のところないのが現状でございます。やはり、年度の途中での募集になりますので、既に職についている方等多くございますので、中々年度途中での採用というのが厳しい状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 保育所のほうのことなんですけれども、9人は欲しいということだと理解しておけばいいんですね。あと9人が必要だという現状かどうかということですよ。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 今現在ですね。ごじょう保育所が子どもが159名入っております。それで170名まで内定を出している状況で、それが今いる職員でのぎりぎりの数というふうに現場のほうは考えております。

あと9人雇いたいというのは、障害等を理由に支援を要するお子さんというのが、どうしても公立保育所のほうに集中するという現状がございまして、なかなか目を行き届かせるためには、

保育士の目が多く必要だということと、多くなればなるほど、ローテーション勤務の関係で穴が出てきますので、その穴を埋めるために、どうしても、その人数は必要だというふうには考えています。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はございませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） この制度自体は非常に有意義だと思いますけども、ちょっと私考えたところではですね、中々、ひとり親家庭の保護者の制度なんでね、手を上げて返ってくるかどうか、想像しにくいところなんですけども、生活でも忙しいというところですね。

逆に、ひとり親家庭のドロップアウトをした子どもさんとかいうふうなのが僕は手厚くしていかないといけないと思うのですけれども、この制度自体が国からきてるから、こういうものなんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） こちらの制度につきましては、国が今年度から始めた新規事業でございまして、親の学び直しということに限定しておりますので、母子世帯等のお子さんについては、うちのほうでは補助金ありきの制度になりますので、そういうお子さんの分ということになりますと単独の事業となってしまいますので、そこまで考えてはいないところです。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 国からの事業ということで理解しました。

それで、今のところ最大6割支給ということなんですけれども、これ制度自体をですね、どんどん活用してほしいと思います。そこで国から制度は6割なんですけども、それ以上の補助をですね、例えば1割ぐらい足して、市で単独でするとかですね、これ予算的にも大きなボリュームではないんでね、市が加勢しても、そんなに悪くないんじゃないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 現状、予算は計上する上で、国からの要綱等に基づいた、うちのほうも規則等を制定しているのですけれども、プラスアルファの部分につきましては、今後の検討課題ということとしてしていきたいというふうに考えていますけれども、今のところは国の補助率のとおりということで考えております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 保育士の関係なんですけども、中々採用募集をしても保育士が集まらないということで、この間、所管調査の中でも最善の手を尽くして、あの手この手を尽くしながらやっているという話しでしたけれども、箱ができて中身がないというのは大変な問題だと思うんですよね、採用計画も一応あったと思うんですけども、その辺でですね、保育士をどうにかして集めなければならないと思うのですけれども、その辺は全庁的な中で、問題の位置付けとして早急

に解決しなければならない問題として、全庁的に何か意見を出し合いながら、最前の手を尽くして取り組んでおられるのか、どういう取り組みをしておられるのか、もし、これ集まらない場合はどうするのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 嘱託保育士の採用につきましては、保育児童課のほうで単独で行っているものでございまして、他の課等について協力してということではございません。

正規職員の採用につきましては、総務部の人事担当のほうが行っておりますので、そちらのほうの採用計画に基づいてということになりますけれども、この件に関しては、そういった協力体制というところまではいっていないというのが現状です。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） そうしたら、今のところ間違いなく集まるという保証はあるのですかね。その辺の努力の方向というのを聞かせてください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） これまで嘱託保育士さんを採用してきた経緯の中でも、今いる正職の保育士、あるいは嘱託の保育士、支援センター、療育相談室の保育士等にも声を掛けまして知り合いがないかとか、そういうことで広く声を掛けているところではございます。

ただ、今のところ予算は確保したいというふうに考えておりますが、それに対して必ず採用ができるかどうかという確約できないのが現状です。申し訳ないですけども、そういう状況ではございます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） そうしたら、今の国の制度で保育士のハローワーク的なこともやっておりますけれども、そういうところも、もちろん話をしながら進めているということですかね。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） うちのほうの太宰府市のホームページはもちろんですけども、今度広報等にも載せようというのは考えております。それと通常のハローワークに加えて、今委員さんがおっしゃられました保育士のハローワークですね、福岡県のほうは事業としてやっておりますので、ことらのほうにもお願いをしているところではあります。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 自立支援給付の関係で1点伺いたいのがですね、これの事業に当たったの周知といたしますか、どういうふうに考えておられるのかが1点と、あくまでも、これも申請という形で対応を考えておられるのか、その2点お聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 対象者への通知につきましては10月1日号の広報、及びホームページ。それと対象者が児童扶養手当の受給者がほとんどになりますので、児童手当の今年度の証書の発行が10月末を考えておりますので、その際、郵送しますので、その郵便にですね、ご案内の

お手紙を同封したいと考えております。

それと、この事業につきましては、あくまでも申請に基づく事業となっておりますので、本人様からの申請が必要になってまいります。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 申請に当たってですね、これは実施してみないとわからないところがあるので、仮の話ですけれども申請の中で当初の予算以上の申請者といえますか、そういった方々からの申請があった場合の対応というのは、今想定されてますでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 保育児童課長。

○保育児童課長（中島康秀） 児童扶養手当の受給者自体が太宰府市で600人弱なんですけれども、ほかの事業で、看護師等の資格を取るための高等職業訓練と言う分の補助金もございます。こちらが本年度5名ということになっております。

一応3名は想定しているのですけれども、例えば高卒認定の分がですね、通信教育とか受けた場合に1科目当たり3万円程度、8科目必要なんですけれども、8科目で25万弱という費用がかかるというふうに想定しております。

25万の2割になりますので5万円、それくらいが目安になるのではないかなと思いますので30万円あれば、6人程度の対応はできると考えております。それ以上になってくれば補正を考える必要があると思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4款1項2目、精神保健関係費について、説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 元気づくり課所管分の補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書16、17ページをご覧くださいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目保健予防費、8万7,000円の増額につきましては、18、19ページにまたがっていますけれども、需用費の増額補正をさせていただいております。

内容といたしましては、平成27年度福岡県地域自殺対策緊急強化基金事業を活用しまして計上させていただいているもので、平成27年度は啓発カード4,000枚を作成し、集団健診や各種教室の参加者に配布することにしておりまして、そのための消耗品として補正させていただいているものです。

歳入につきましては、10ページをご覧くださいと思います。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金、地域自殺対策緊急強化基金事業補助金として15万5,000円を計上させていただいており、これは、当初予算で計上させていただいておりました、こころの相談事業の医師等謝礼12万円、精神保健福祉講演会講師謝礼の3万円の合わせて15万円につきましても、今回、前述の自殺対策強化基金の4分

の3の補助をいただき、先ほど説明させていただきました消耗品、こちらにつきましては2分の1の助成となりますものですから、併せまして歳入につきましては15万5,000円の歳入を計上させていただいているところでございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 内容はいいんですけど、私、これを見ててわからなかったのが質問なんですけれども、半分50%以上が補助で8万7,000円ということだと思うのですが、財源のほうが多い、県からの補助のほうが多いというのはどういう形になるのかというのを説明してください。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 今回の分だけでは見えませんから、説明の仕方が悪かったのかもしれないんですけど、当初予算に15万円ですね、講師謝礼、自殺というか、こころの相談事業で12万円と、もう一つが精神保健福祉講演会を11月に開催しますので、その講師謝礼を3万円を市の一般財源で当初予算計上させていただいた分も、今回、自殺対策の事業で補助をいただくということになりましたから、歳入と歳出ですね、アンバランスというか、そういう形が起きているということになります。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） つまり分類上同じになっているというふうに考えればいい。ちょっと曖昧な表現ですけど、およそそのように理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 数字的にですね、きちんと説明できればよかったんですけども、しかも補助率がですね、県のほうから講演会とか講師謝礼については4分の3、ただし消耗品については2分の1ということですね、これが基準が決まっておりますから、どうしても数字的な物でわかりにくくなってるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、次に進みます。18、19ページ。

4款2項2目、ごみ処理費について、説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 補正予算書18、19ページです。4款2項2目塵芥処理費の事業190ごみ処理費、19節の負担金、補助及び交付金につきまして、福岡都市圏南部環境事業組合負担金、1億9,974万1,000円の減額をお願いするものでございます。

現在、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町で構成します福岡都市圏南部環境事業組合において、もえるごみの中間処理施設、いわゆる焼却処理場と、最終処分場、焼却灰の

埋立施設を建設中でございます。両施設とも、建設工事は順調に進んでおります。

この建設にかかる組合の予算におきまして、平成26年度末に、国の廃棄物処理施設整備交付金の追加内示を受けたことに伴いまして、平成27年度に計上予定であった工事請負費、及びその歳入財源が平成26年度の補正予算として前倒して計上されました。

このことによりまして、平成27年度の南部環境事業組合の予算の歳出額が減額補正されましたことから、歳入に剰余金が発生することとなったため、連動する形で構成市の負担金が減額されることとなります。

本市分として当初予算で2億5,850万円であった負担金が、今回補正予算書のとおり減額しますので、5,875万9,000円が平成27年度の本市の負担金となります。

以上で説明終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これは前回新人議員で研修した施設だと思うのですけれども、これ必要な施設ですね、機具も意外と知らない、私も認識不足で知らなかったんですけども、かなりお金がかかる、ごみ処理にはですね、お金がかかるところでね、これは別に質問でもなんでもないので、これしっかりと情報提供というか、市民のほうにも発信して行って、今、減量化とか取り組んでいらっしゃいますけども、それをしっかりとやっていかなければいけないかなと反省したところでした。以上。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今の流れはわかりましたけども、そうなってくると、ぱっと見みたんですけども、組合のほうから戻ってくるというか、そういった部分の歳入とか発生しないんですかね。その辺の仕組みがどうなっているか、補正予算書には歳入のほうが上がってないようなんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 交付金の決定が平成27年の3月頃ありましたので、交付金の歳入がない想定で組合予算ができておりました。最終的には、組合予算の予算総額自体が交付金の分を減額したことで小さくなりましたので、構成市町負担金として予定していた額が浮くという形になります。予算規模自体が小さくなりますので。その浮いた分が計算上必要なくなりますので、減額の予算という形で計上させていただいております。

組合予算自体が小さくなったということですね。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） その部分で、要は組合負担金があるのは、予算を可決した段階で市もあるんですけども、組合によっては一括で払うところもあれば、一定期間毎に払うところもあり

ましたよね。

南部はこれまで、どのように対応されてきましたか。

○委員長（小島真由美委員） 生活環境課長。

○生活環境課長（田中 縁） 南部のほうは年間4回程度だったと思いますが、今回当初、平成27年度初めの段階で、もう交付金がついた形で、こういうふうにはなるとはわかっていましたので、補正をそれぞれ組合議会のほうでも議決していただいて、各構成市でも議決していただいて、修正したあとの金額で支払いをするということで、組合と各構成市のほうで協議をしておりますので、修正された5,875万9,000円を組合のほうに今から払うということになります。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、20ページ、21ページ。

10款4項1目、いきいき情報センター管理運営費について、説明を求めます。

文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） それでは20ページ、21ページ、10款4項1目、131いきいき情報センター管理運営費、15節工事請負費、18節備品購入費について説明させていただきます。

まず15節の工事請負費についてですが、この工事は、いきいき情報センター中心部にあります、今現在は、太宰府市国際交流協会及びNPOボランティアセンターが入っている部屋がありますが、そこの北側の壁、通路との間に入っている壁ですが、そこに窓を設置するものです。

窓を設置することによって開放感を持たせ、市民の方が、より国際交流協会、ボランティアセンター等に、出入りしやすくなるように、そういったことで開放感をもたせるために設置する計画でございます。

18節の備品購入費ですが、これにつきましては150万円、いきいき情報センター2階トレーニングルーム内に設置している健康器具のうち、ウォーキングマシンが5台ございますが、そのうち2台が長期間の使用によって、相次いで故障しまして、修理が不可能ということで、新規機具を2台入れ替えるものでございます。その分で150万円、補正予算として計上させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 臨時工事についての確認なんですけども、壁を取り払ってガラスを入れるというのはわかりましたけども、それによって建物の強度等は影響がないのか、1点だけお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） その辺は影響ないということで確認をしております。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） いきいき情報センターについては、地域包括支援センターとかも移転して、あそこの建物自体が前年度というか、いろいろ改修工事が入ったところで動いているところなんですけれども、これだけ見ると、またかなという気が私したんですけれども、そこら辺の窓が必要なのはわかるんですけども、計画的な改修というかな、そういう形で進められたほうが非常にいいと思うんですけども、なおかつ補正予算という形で上げてきて緊急を要するというか、そういうイメージがあるんですけど、そこらへん結果的にアレンジとかできなかったものかなと思います。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 施設全体につきましては年度計画を立てまして、一定額予算をいただいて改修をやっているのですが、たしかにはおっしゃるとおり、今回については、26年度にボランティアセンターや国際交流協会の部屋に入れるということでやりましたが、そういったことで非常に室内が外に面していないということで、いろんな利用者の方等が寄り付きにくいとか、いろんな意見がありましてですね、今回、こういった補正という形で上げさせているところでございます。その辺はご指摘のとおり長期的な視野に立って、改修等は今後も気を付けてやっていきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回の議会ではジムのですね、機器の整備が上がってきておりますけれども、今回それでウォーキングマシンが入れ替えると、すごくいいことなんですけれども、こちらのほうもですね、それこそ計画的に、体育複合施設にはジムの計画は今のところないというところで、既存のジム2つあるところを、すごく手厚く頑張っていくというふうな形での回答が以前あったと思うんですけども、それに関しても、ここも計画的に入れ替えると、逆に入れ替えるに当たっては、市民に対してもですね、こういうふうにグレードアップしますよという発信も必要かなと思うんですけど、どんなものでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） ご指摘のように、ほかの機具も傷んできておりまして、それで今回専門業者に点検をしていただいております。その分で、今回の2台以外にも修理で修復可能な物、機械自体を取り換えないと近い内駄目になるという、そういった報告もでてきておりますので、1年で全部入れ替えになると金額的にかなりになりますけど、年度計画で随時入れ替えて行けるようにですね、予算要求はしていきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 重ねて、せっかく入れ替えるのであれば、しっかり情報発信したほうはいいかなと思うんですね、入れ替えましたと、やっていますと。そういう方向で、こっそりといいますか、利用者の方はいいんですけどね、こうやっていますという市の姿勢をみせるのがいいと思

うのですけど、そこら辺どうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） そうですね、せっかく入れ替えるんですから、例えば入れ替えた後には広報とかで入りましたよとか、ご利用を奨励するようなことをしたり、いろいろ考えていきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） これ機械についてはですね、だれがどのような形で管理してるのかということと、前から計画・・・入れ替えと言うのは頻繁にないとは思うのですけども、行っていたのかということをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） まず管理ですが、あそこの施設自体を市が文化振興スポーツ財団を指定管理者として委託して管理しております。その財団のほうで管理しております。だから管理費用につきましても市が財団のほうに支払っております、いきいき情報センターの指定管理料の中で運営されております。

ただ、指摘されておりますようにトレーニングルームの機器については、かなり施設当初に入れられた物を、つぎはぎしながら使っているような状況ですので、その辺の後々の維持管理が、ちょっというのもありましたので、今回点検をしましたので、今後定期的な維持管理を財団のほうに指示しまして、やっていただいて、また必要があれば市のほうで予算化をするということやっていきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） すいません。私も行ったことがないので、よくわからないんですけども、あそこは誰か指導者とか、責任者とか、だれか常駐で居るのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） あの施設自体は財団が管理しているんですが、当然、あぁいった専門性のある施設ですから、通常の財団の嘱託職員ではなくて、財団がスポーツ専門会社といえますか、そういった運営している会社に委託して、そこの委託会社から派遣された、ある程度スポーツ学部を出たような専門的な知識を持たれている方が常駐していらっしゃいます。

○委員長（小島真由美委員） 陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） ちなみに、どこに委託しているんですかね、教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 今年度はフェニックスといいまして、大野城市でスポーツ施設を運営している会社です。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の陶山委員の質問を聞いて感じた疑問だったんですけども、市が財団に

管理を委託して、さらに財団が今のトレーナーのようなものに関しては委託していると、機械に関しては日常的には財団が管理をしている、必要に応じて予算を市のほうで考えるということですね。そうすると事実上機械の入れ替えを判断をするというのは、どこが責任を負うと考えればいいんでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 通常管理は市の財団がやっています。例えば修繕費などもある一定額の予算も財団がもっております。だから、ちょっと破損して修理が必要であれば財団の判断ですね、その予算でやっていきます。ただ、こういった機器自体を入れ替えるとなると、例えば今回の場合は備品の購入になります。そうなる備品の購入については市の予算で市が買って、そこに置いて財団に管理をしていただくというようになりますので、今回の様な購入になればですね、通常財団が運営をしておりますので、財団のほうから市に申し出といいますか、こういう状況なので話がきまして、市と財団で協議しまして、最終的には市の予算で、設置者は市ですから市の判断で入れるということになります。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） そのこと自体はわかったんですけども、そうすると先ほどから何回か、ほかの件でも出ているように、計画的に機械を更新していくとかになると、それは、なんていうんでしょう、財団が日常的に機械がどのような状態かというのは一番よく見ているわけですね、その財団が、これは駄目だと来年までは持つまいと思ったとしたら、財団のほうから、そういう話が市に来ると思うのですけれども、そうすると日常管理と長期的な管理との住み分けが、ちょっとはっきりしてない気がするんですね、今回関連するようなことで請願が出ておりますけれども、機械の更新というのは、いずれにしても考えていかなければならない事柄になっていくと思うのですが、ちょっと今の仕組みだったら長いスパンでの責任というのが、一体どこが責任もって見ていくというのが、はっきりしない感じがするので、できれば、その辺どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 当然市の施設ですから、最終的な設置者は市であり、市の責任になるかと思います。

今回でいえば3年間で財団に管理運営を委託していると、その3年間管理運営を財団がやっている中で、いろいろ起こったことは市に報告が来ると、それに基づいて機械を至急入れ替えないといけないと使えないということで、今回補正をしたと、今後についてもほかの機械も似たり寄ったりの状態になってきているので、財団のほうで・・・（聴取不能）・・・のほうで点検をやったと、その報告が上がってきて、それを入れ替えるのか、まだ使うのかというのは最終的な判断は市になるかと思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑ありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） マシンでですね、要するにウォーキングマシンというのは電動で動きますよね、電動で動くだけのマシンがそこに設置してあるのですか、それとも電動じゃなくて手動式でいろんなトレーニングするというような機具とか、どういう割合で、私もちょっと行った事がないのでわからないんですが、どういった設定でしてあるんですか。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） ウォーキングマシン、それからよく一般的にはエアロバイクと言ってますけど、自転車をこぐやつとかですね、腹筋鍛えたりとか・・・なんて言いますかね、一般的にはスポーツジムを連想していただければ。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 一般のスポーツジムの小規模化というのような感じですね。

○委員長（小島真由美委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（木村幸代志） 民間のほど、立派な充実した施設ではありませんが・・・

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） ということは、腹筋マシンと言いましたが、腹筋マシンとか自分ですることですから、電動で動くわけじゃないですよ。

（木村文化学習課長「そうですね」と呼ぶ）

○委員（船越隆之委員） 要するに電動で動くのが一番壊れやすいんですよ。

（木村文化学習課長「はい、どうしてもですね」と呼ぶ）

○委員（船越隆之委員） 要するに基盤が傷んだりとかで。

そのマシンが5台あるということですか。

（木村文化学習課長「ウォーキングマシンがですね」と呼ぶ）

○委員（船越隆之委員） 後電動で付随するのが・・・

（木村文化学習課長「エアロバイクが12台」と呼ぶ）

○委員（船越隆之委員） それも壊れかけていると。

（木村文化学習課長「もう、かなり」と呼ぶ）

○委員（船越隆之委員） これは、私の考えですけども、予算をちょこちょこ組むのはいいんですが、そういうふうと同じ時期に入れているものですから、要するにある程度同じような時期で同じように壊れてくるはずなんです。これは、こういう予算を組む時はある程度予測が付くはずですから、1台2台が悪くなるとしたら、次半年したらまた悪くなるはずなんです。

ですから予算の組み方も少し、市の予算もありましょうけど、そこら辺考えて予算を組み直して一気にやるなら一気にやりかえるというような形のほうが、またそれからしたら15年ぐらいはもてるわけですよ。毎年毎年のこと予算を組んでいかなければいけないじゃないですか、例えばですよ、悪くなれば。

それなら一気に、交渉すれば幾らかでも安くもなるんじゃないかという考えです。

○委員長（小島真由美委員） 回答はいりますか。

(船越隆之委員「いいです」と呼ぶ)

○委員長(小島真由美委員) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) ここで、11時20分まで休憩をいたします。

休憩 11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 11時20分

○委員長(小島真由美委員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10款4項6目、女性センタールミナス管理運営費について、説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長(福嶋 浩) 10款教育費、4項6目女性センタールミナス費、120女性センタールミナス管理運営費、15節工事請負費、臨時工事37万8,000円について、ご説明いたします。

女性センタールミナスの屋上に設置しておりますキュービクル式高圧受電設備の定期点検を平成27年2月25日に、株式会社NTTファシリティーズ九州により実施しましたところ、キュービクル内部の高圧断路器の絶縁抵抗測定値が0.1メガオームのため、不良による至急交換の必要が有るとの報告を受けました。

これは、電線から送られる6,600ボルトの電気を家庭用の100ボルトに変圧するキュービクル式高圧受電設備の内部機器である変圧器等を異常な電流から守るために設置された高圧断路器、いわゆるブレーカーが漏電していること意味しており、多重定格絶縁抵抗計での測定で、通常0.4から10メガオームまでが正常値のところ、0.1メガオームの軽い負荷で漏電が確認されたことを示します。

キュービクル内部に異常電流が発生した場合にブレーカーとしての機能が働かず、過電流を止めることができずに変圧器等のその他の内部機器がショートして、キュービクル式高圧受電設備全体へ波及する恐れがあります。

現在までは、正常稼働しており、そうしたブレーカーが作動する事態は発生していませんが、予防的措置として今回補正予算を計上させていただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に、22ページ、23ページ。

10款5項1目、体育複合施設整備費、及び同2目スポーツ施設管理運営費について、説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(大塚源之進) それでは、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費の事

業細目132、体育複合施設整備費2億2,280万円の補正について説明させていただきます。

まず、13節工事設計監理等委託料620万円でございますが、これは15節の施設建設工事に係る変更増額分の工事管理に関する費用でございます。

次に、15節施設建設工事につきましては、アリーナの空調設備、移動観覧席、雨水、井戸設備等に要する費用でございます。

なお、市民プールと接続する連絡ブリッジにつきましては、既契約より減額を予定しており、その減額分も織り込み済みの金額でございます。

次に、18節施設一般備品7,000万円につきましては、会議室のテーブルや椅子、更衣室のコインロッカー、アリーナの移動式のステージやスタッキングチェアなどの購入費でございます。

関連がありますので、歳入の説明もさせていただきます。補正予算書の10ページ、11ページをご覧ください。

まず、14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、6節保健体育費補助金の640万4,000円でございますが、これは体育複合施設本体の建設に係る国からの交付金の追加分でございます。

次に15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の263万9,000円でございますが、これは体育複合施設に設置する太陽光発電設備に係る県からの補助金の追加分でございます。

歳出に戻りまして、引き続き23ページの最後の行、2目施設管理運営費、15節工事請負費、380万円の補正について説明させていただきます。

これは、体育複合施設の横にあります旧包括支援センターの屋根防水等の改修費でございます。

この建物は築31年を経過しており、現地精査の結果、1階の屋根防水に不良箇所が見つかり、外壁工事等と合わせて改修が必要となったため、今回補正をさせていただくものがございます。

なお、これに関連しまして補正予算書の5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費のご説明をさせていただきます。

繰越明許費補正の10款教育費、5項保健体育費における総合体育館建設事業22億6,196万6,000円についてご説明申し上げます。

当該事業において、今回の補正予算案に計上していただいた工事を実施するためには、工期を平成28年2月29日から、平成28年8月31日まで、6カ月間延長する必要があるがございます。

この繰越明許費は、このために計上させていただくものであり、今回の9月補正予算案を含め、27年度予算の全額を繰り越すものがございます。

説明以上でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 一つページを繰り損ねて聞き落としたんですけども、歳入のところの10、11ページで、2つ目は15款2項3目の防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金でしたね・・・最初におっしゃったところ、もう一度どこだったかを。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 14款のですね、国庫支出金、2項国庫補助金の5目教育費国庫補助金の分にあります。その中の6節の保健体育費補助金の学校施設環境改善交付金の640万4,000円でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。  
藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） まず、施設建設工事に関してなんですけども、先ほど提案の説明の中では、ブリッジの問題ですね、ブリッジ部分外した上での金額が、こういう形で提示されていますとの説明がありましたけども、そのブリッジを外すことによってですね、資材の発注とかは当然、建設業者が行われていると思うんですけども、そういったことを外すことによって、新たに市側の負担が発生しないのかということが、まず1点お伺いしたいのと、それと空調と移動観覧席と井戸・雨水の設備の関係ですけども、これは本会議2日目の質疑がでておりますけれども、細かいことは今後の契約の絡みがあるからというような、答弁があったと思うんですけど、これは3つそれぞれ別々に発注されるわけですよ、一括で発注はされないと思うのですが、まず、その辺どうなってるのかお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 1点目の建設工事のブリッジに関しまして、市側の負担が新たに発生しないかということでございますが、市側の負担は新たに発生いたしません。

あと、空調と井戸と移動観覧席ですが、基本的に現発注分の付加分ということを考えておりますので、変更契約で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） その変更契約というのが、わかってるようでわからない部分も私もあって、決算書にも26年度の部分があって、これとは関係ありませんけども、発注のいろいろ実績等が決算書には報告いただくんですけども、こうしたそれぞれの予算執行の中を見ると、一つの事業を議会で議決をした上で、いくつかのところに発注をしているという事例もありますけれども、今回に関しても、移動観覧席と雨水設備というのは、今請け負っている戸田建設に発注をするという考えなのか、それとも別のところに発注するのかというのは、その辺はお答えいただけますか。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 先ほど説明させていただいたとおりですね、結局分離不可ということで一体として工事をしたいということでございまして、全体的に今ある契約

に、この新たな追加分を入れて変更契約をするというような形でございます。

通常の工事も、そのような形で対応させていただいているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私以前ですね、この増額分については入札をするので、内訳を言えませんと聞いていたんですけども、変更対応ということであれば、この空調、移動式座席等、雨水の濾過装置の内訳を私知りたいところなんですけども、前は、入札予定価格は非公表ということでは言えませんということを聞いておりましたけれども、変更対応ということであれば、内訳を知りたいところなんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 前回、本会議の中でも説明申し上げましたと思いますが、基本的に契約前ということで、入札前というふうな発言はしておりません。

基本的に予定価格を事前に公表するのかわかるということで、それに関して、委員おっしゃっているかとは思いますが、基本的に変更契約の場合もですね、一定予算総額の中から、やはり現場の実態を勘案しながら、これも説明させていただきましたが、なるべく縮減する方向で検討してまいります。そのような形でございますので、事前に価格が漏れますと、それありきの話になりますので、説明をご遠慮させていただいたというところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 変更契約の内容なんですけれどもですね、別に業者と見積もり合わせをするわけではなくて、市役所のほうでしっかり根拠づけたところで、しっかりと金額を決めた価格を変更契約額として増額するという流れだと思うんですけれども、違うのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 契約上、約款上はですね、金額の提示をして、向うのほうも新たな、それに対する要望ではございませんけども、必要経費という形で向こうからも文書が出てくる場合もあります。契約書上はですね。それで、契約変更が、その両方が違った場合に、それも破棄してしまうということもできませんので、そこは一定、交渉的なことが出てくると、実態的にはそういうことです。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） いくつかあるんですけども、とりあえず1点お聞きしますけども、工期が延びることになると、昨年10月の臨時会で、今回出ている空調と雨水と可動式の椅子というのは外すことにして、運用を始めから別途考えるということだったと思うんですよね。

今の説明ですと、工事として一体性があるということなので、あらかじめ、すでに別でやるということで始めたことと、ちょっと辻褄が合わないということで、どうして一旦は別々にするということで判断したものが、1年経ったら付加分のものとしてやらなければならなくなったのかというのが1点と、工期に関係するんですけども、やはり、1年前に工期は2月末というのを

守らねばならないと、その際に補正予算債というのを平成25年に発行してて、それとの関係もあってというような答弁もあったと思うのですけれども、それがどういうふうに関係して来年の末でなければならぬのかということになってたかということと、だとすれば、それが今半年先に延ばすことができるのかということの説明をしていただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 分離可か不可かということの、まず話なんですけれども、基本的に無理矢理ですね、分離してやるということも、それは可能ではございます。基本的に補正予算として、今回計上させていない時については、そういうふうな対応をしていくと。

例えば一定ですね、空調ですから配管も必要ですし、空調機の屋内機も設置しなければなりませんので、まず、完璧に年度を越して将来的なものとして捉えるときには、そういうふうな物を少しですね、庁舎の空調改修もそうですけれども、天井を外してやり直すというような工事が発生します。ただ、今回補正予算でお願いしているのは、一緒にやらせてほしいとお願いしているわけですから、その点に関しましては、わざわざ分離して発注するよりも一体的に発注したほうが経済的、コストからしても、そちらのほうがよろしいというような形での判断でございます。

2点目の補正予算債でございますけど、これが国の経済対策として補正で対応させていただいたんですけど、それは国が補正で出してくるから、市も補正で出さなくてはいけないという状況のものなんですね。それは前払い金の10億円、10億円の分に充当させていただいているような状況でございます。

その10億円で国の補正予算債というのは一定完了おりまして、今回27年、28年でやる分につきましては、補正予算債は関係がないということでございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それに関してなんですけども、今回の財源が、ほとんど一般財源から出る形になってたかとは思っているのですけれども、補正予算債に関しては、いずれにしても来年の2月で区切りが着くので、またいで行う今度の工事では一般の財源から、もっぱら支出するような形になると、理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 補正予算債は、もう前払い金の10億円の中に含まれておりますから、それは終わったという状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 先ほどの空調と移動式観覧席と雨水と井戸なんですけども、内訳がわからないところで個別に話をさせていただきますけども、まず移動式観覧式なんですけれども、中々画的にも画を示されたわけではないので、なかなかイメージしにくいんですけども、金額が結構大きいんじゃないかとか、いろいろ考えてしまうところなんですよね。それで一頃には電動じゃないかというような話もありまして、まだ、そういう詳しい説明もない中で、移動式観覧席の内容について詳しくご説明していただけないかと思ひまして。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 移動観覧席につきましては720席を予定しております。先ほど言われましたとおり電動で出てくるような仕組みかと言われれば、そうではなくて手動で、2人でキャスターですかね、あれに載せれば2人で移動ができます。それを2人で広げることもできます。そういう形の資材ですので、それを720席分を用意するというご理解していただきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 多分ですね、これ以前いただいた体育館の資料にですね、ここに移動式観覧席の画が入っております。これが多分そういうイメージじゃないかと思うんですけども、まず、普通の折り畳みイスで対応するところもある中で移動式観覧席でなければならないところの、そこら辺の説明も実はいただきましたかったところなんですけれども。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） プロとか準プロの方とかに来ていただいて、例えば臨場感溢れる試合を観てもらうためには、上のアリーナの分だけの観覧席ではなくて、近くで移動観覧席の段差があるような階段式の席で座っていただいて観ていただくというのが一番得策ではないかということで考えておりますので、そういった形での導入という形で思っております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） ちょっと目線が変わったところで、普通の平面的に座るよりも楽しめるということだと思うのですが、それがですね大きな試合とかであれば、そういう形で並び方になると思うのですが、どのぐらい想定してらっしゃるのか、これ移動式なんです、普段は収納して、それを引っ張り出す形になると思うのですが、大体、どれくらい使う、こういう形になるのかということ、ご説明していただきたいんですけど。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 一つはですね、市が主体的にやる事業の中で一つはプロなり準プロみたいな方を呼ぶような事業を考えていきたいと思っております。それとはほかに、今後、指定管理の問題もございまして、指定管理者のほうでそういった事業を、ぜひしていただくような仕様書みたいなものを作成しながら、それを織り込んでいきたいと思っておりますので、年間どれぐらいかと言われれば、今の段階で何回とは具体的に言えませんが、折々そのような中身で使っていきたいと考えております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今のところはまだ、具体的には想定できないんですけど、逆にですね、そういうプロみたいな試合じゃなくても使う方向ってのはあるんでしょうか。

要するに、かなり高価なものだと思いますので、使いまわしをしないとですね、ただ、入れておく、それこそ大きな大会の時しか引っ張り出さないとかでいうことであれば、それこそ、せつ

かく高いものを購入する価値がないので、ほかの場合も想定してると思うのですけれども、そこら辺の説明をお願いします。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 私どもはスポーツを担当しておりますので、スポーツ的なイベントのイメージでお答えしておりますけれども、ほかには文化的な分もございます。例えば1,000人規模ぐらいの講演会を開いたりとかですね、そういうのにも使えますので、そういった中身については内部でも、いろんな事業を精査しながら調整を諮っておりますので、今の段階で回数がどれだけかと言われれば、今の段階では何回ですとは具体的にはお答えすることはできませんので、ご理解していただきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 椅子に関連してなんですけれども、一つは確認なんですけど文化的な催しで1,000人規模ということでしたけれども、確か基本計画では2,000人規模の集会在もてるようなことだったと思うのですけれども、そうすると固定された席が600人ぐらいの予定のはずで、移動式が720席で、フロアに残り600ぐらい椅子を並べるようなことを考えているのかなと思うのですが、それでいいのかということと、今、1,000人規模という数があったので2,000人規模の集会というのを考えることをやめたのかどうかと、ちょっと気になるので、もし、やめたのであれば、集会なんでフロアがあって、固定した観客席があれば数が足りてしまうんですね、おそらく。それが1点ですね。

あと、木村委員からも稼働率を上げる工夫をとという話もありましたけれども、今まで椅子が入らないということで、これまで計画を練ってきたはずなんですけど、その場合は椅子の収納スペースといったものが、どのように使うつもりだったのか。空間になっているはずなので、我々、比較検討した上でこの案を審査しなければならないので、本来稼働椅子がない場合には、その空間はどのように使われる予定だったのかを教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 今回ですね、固定、移動併せて1320席、それから通常の稼働椅子ですね、稼働椅子も600席購入するような状況になっております。それを併せると、ほぼ2,000人規模の集会はできるという形にはなるのですけれども、やはり集会といいますと、その全部が椅子で埋まるというわけにはいきませんので、どれだけのスペースをもって、催しをするステージを配置するかということでも決まりますので、一概にその規模に限定することなく、ある一定規模の集会は可能だと。その移動観覧席の隙間にも配置できるような状況になっておりますので、そこは臨機応変に対応できるという形でございます。

それから収納スペースですが、どちらとも移動観覧席も、それから通常のパイプ椅子も収納するスペースは確保しているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それは、もちろんそうだと思うのですけれども、移動観覧席はないことを

前提で、おそらく7月の市民に対する説明会等の時点でも、運用計画を練っているはずなんですよ、あの時点では椅子がないことになっているわけですから、設計図面上は書いてありましたけれども。ということは、その時点で構想していたような体育館の将来像と、今新たに椅子をつけることになって描かれる体育館の将来像が若干変わってくるはずだし、本来なら・・・いつ本来というかが問題だと思いますけども、先ほど説明があったように手動で2人で動かすような椅子を入れるために設計していた場所が、もし、それがなかった場合は、どういうふうにするつもりでいたのかなということを知っています。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 以前は、購入してする予定として確定していなかったもので、構想として、それを使う必然性はなかったんじゃないかというご主旨だと思うのですが、基本的には、その段階においても、やはり将来目標として移動観覧席として入れておいたわけでございます。我々が当然、こういう計画を立てて一部将来に回すような形になったわけですが、基本的に基本計画を立案をして、それによってパブリックコメントを取って、一定計画をしたものでございますので、その中に移動観覧席というのもございますので、基本的に将来にわたる使い勝手の問題として、課題として、今回いれさせていただければという、ご提案でございます。

特に、先ほどスポーツ課長が申し上げましたとおり、やはり、将来を担う子どもたちに夢を与えるというような催しも必要だと考えておりますので、あとイベント毎も、それがありますと非常にいろんな配置ができて便利でございますので、この際入れさせていただきたいというようお願いでございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今、基本計画以来という形だったんですけども、私、家のパソコンの画面でぱっと見て印刷して、印刷した後も見直してないので、正確には言えないんですが、見た限り基本計画では可動式の椅子・・・画で言うとホームページに出てるような赤と青みたいな色ですかね、あれが、それが基本計画でいうと、どこに入ってたのかを教えてください・・・25年9月のものですね。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 26ページですね、多目的活用のための配慮という形で書かせていただいております。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） これがですね、この状態がフルですよ、収納もここに入れる形で、数的に12台ですよ、これで作ってしまうと、12台こういう形で動くところは計画にまだないというところでしたけど、私、なかなか想定できないんですよ。逆に12台じゃなくて、例えば前後の4台を落として8台、足りない分はパイプ椅子で対応するという中間的な考えもあると思うんで

すよね、一番使い易いような形での移動観覧席の配置、それに必要な台数を購入するという考えがすごく合理的な考えのような気がするんですけど、そういう選択肢というのはないのでしょうか、フルで購入するというわけですか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） やっぱり、備えておくということで、使う時にいろんな形で設置ができますので、最大限使った時の場合を考えての配置ということで考えてますので、フルで入れたいと考えてます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 雨水濾過装置のほうなんですけども、7月の説明会の時にもあったかと思うんですけども、今回精査を受けて雨水濾過装置を入れるということなんで、それがどのような設計になっているのか、どのような目的で使われるのか。当然維持費が掛かると思うので、雨水濾過装置の維持に掛かる費用、1年間でどれぐらいと見積もっているのか、教えてください。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 雨水の濾過装置につきましては、地下にピットを作りまして、そこに雨水を溜めて、それを濾過して、雑用水槽に貯留して、いわゆる2万㎡ぐらいございますので、そこに植栽がありますので、そちらのほうの植栽のほうに使うという形で考えております。

あと、メンテナンスの部分なんですけど、年2回の点検が必要になってきます。年間で14万円、3年に1回濾材の交換で5万5,000円、耐用年数は約15年で、ただし7年経過時にオーバーホールの7万円が必要になってきます。

（原口総務理事兼公共整備課長「追加で」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 設計と目的、設計の話になるのですが、基本的に公共的な建物で、先ほど申し上げたとおり、植木に水を撒いたりですね、散水したり、また一部雑用水として使ったりということございまして、建築物環境衛生管理基準というのがございまして、その基準の中に、その目的で使う場合はですね、臭気、外観、大腸菌、濁度というような規定があるわけでございます。このような規定に沿うような処理をしていくような設計でございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） おそらく答えがないのではないかと思いますので、知りたいのでお聞きします。

耐用年数15年、これ答えてしまうと内訳がわかってしまうわけですが、基本的には植栽に水を撒いたとした時に、この装置を幾ら幾らで、この装置を入れたとして、1年当たりどれぐらいになるかというのは答えられないと思いますが、一応お尋ねします。

先ほどの経費なので、今回補正で上げた額が15年で割ればどれぐらい、どれぐらいであれば元を取れるのだろうかということですね。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） どれぐらいで元を取るかっていうと、その元を取る・・・何と比較して元を取るかというのが実はございまして、例えば水道料金なのか、それとあと一つは環境負荷の問題がございまして、太宰府館にも同じような同様な施設があるわけですが、基本的には雨水の有効利用というのが、やはり限られた資源を有効に利用していこうというような趣旨のものでございまして、一概にですね、コストで比較できるものではないのかなという気もしています。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ということは、太宰府館等での経験を踏まえると電気代等を使って、雨水濾過装置をもっていくほうが、今おっしゃったようなことを勘案すると合理的というか経済的というか、市としては判断しているということですね。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 経済性の面では、いろいろと検討しないといけないと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおりですね、一般のご家庭においても、雨水のそういった装置を設けて節水として努力されている方もいらっしゃるわけですね。なら、公共として水を撒く場合に、水道を、とにかく飲める水をじゃんじゃん撒いていいのかというような観点もございまして。

当然、コストは重々考えていかなければなりませんけども、総合的な環境という観点から発生したもので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 環境的な観点というのはそうなんですけど、私気になるのは、これ防災の複合施設なんですって、そこら辺からも説明がほしいんですけども、マンホールトイレも設置してあるという基本計画もありましたので、そこら辺からも、ここの説明お願いできませんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 防災施設として重要な機能があります。当然ながら自家発電機も備えまして、主要なところにつきましては大震災の時でも稼働できるような、一定防災的な機能も備えておるわけです。

委員がおっしゃいましたとおりですね、マンホールトイレ、特に災害時につきましてはトイレが悲惨な状態になるというような実例もございまして、マンホールを開けてですね、マンホールの上に備え付きのマンホールのツールというようなベンチがありますので、それを一旦、蓋を開ければトイレになっているというような物を5基据え付ける予定にしております。当然、その時には仮設のテントを、そこに掛けるような状況になっておりますので、そのような取り扱い。

それから、防災備品倉庫も備えておりますので、基本的に体育複合施設だけではなくてです

ね、市内のあらゆるところにもですね、いろいろな物を配備できるような備え付けもできるような施設になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私が聞きたかったのは、雨水濾過施設ですね、雨水濾過、井戸、これが防災に役立つからというところで理解していたんですけど・・・そういうことではないですかね。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 当然、井戸も備えるんですけども、基本的に電気がこなくなると井戸は使えなくなるとは思いますけど、電気が使える状況だったら、当然水道管が破裂しているような状況であれば、特に井戸を有効にできる。当然、雨水の濾過施設も当然有効に機能するという状況でございます。

だから、どれだけの災害がきたかで変わってくるというような状況です。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） プールとの間との連絡橋のことなんですけども、一体図の画は見ているんですけども、それが無くなったところの画は見えていないので、広報的にといますか、どのようなデザインで、どの部分から切り落とすといいますか、その辺を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 委員の皆さんが共通にお持ちの資料はないかと思えますので、宙で考えていただければと思いますけども、基本的に2階にデッキがございまして、それを覆う形で大屋根がきてると思います。その大屋根の場所でスッパリと連絡ブリッジをプール側の部分は全ては作らないという状況でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） すみません、また移動式の観覧席に戻るんですけども、一番最初に戸田建設の設計変更に盛り込むということだったんですけども、私、どう考えても、これ移動式観覧席自体がですね、事務機器といいますか、家具といいますか、独立してるんで、これ別に出さないと工事のほうに入れてしますと、いろんな経費が掛かって割高になる気がしてならないんですけど、そこら辺どうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 基本的に移動観覧席で事務機器というご意見なんですけども、それよりも相当程度規模が大きいわけでございます。小さな話をさせていただきますと、アリーナのフローリング上の床にばらっと広げて置くわけですけども、収納する時はそこで畳んで収納庫に入れるわけですけど、収納庫の床というのがコンクリートのスラグでできているわけでございます。

そのコンクリートのスラグに入れる時に、フローリングから入れる時にフローリングがたわみ

ますので、そこら辺の重々検討が必要だという点と、建築の収まり場、非常に圧縮したスペースにしておりますので、相当程度あつらえる部分がでてくると思います。既存の倉庫と椅子をあつらえながら、作っていうというような状況があります。

それと、あと耐震上の問題もございます。躯体と、そのまま長方形のまま、畳んだままの地震がきた時の検討もやはり必要で、その時にどういうふうな躯体との取り合いが必要かという検討も必要でございます。

その3点を考えますと、責任施行、要は買ったはいいいけど、よくあるタンスが入らなかったというような形にならないように、責任施行の一環として、同時に発注したいと考えているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 私、納得できないんですけど、それこそ躯体部分ですよ、床とかは当然戸田建設さんが過重に耐えられるよう構造に仕替えます。観覧席自体は二次製品で独立しておりますので、寸法とかは移動式観覧席を受注した業者と戸田建設さんとできっちりと打ち合わせすればいいだけで、僕別々に出さなければいけないとおかしいような気がするのですけれども。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） たしかに、おっしゃるとおりですね、別に発注するというのは可能ではあります。可能ではありますけれども、先ほど私が申しました3点、3点を考え合わせれば一括して発注したほうが妥当性が高いというようなことでございます。

要は、縦横高さを測ってですね、それでこの空間に収まるような状況での、そういう考えでの備品ではないということです。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回の補正予算案の中では、工事費としてはブリッジを落としてあるということでしたね、ブリッジ。ブリッジ自体は当初の計画の中ではきちんとした機能があるところで上げられていたと思うのですけれども、落とすことに対して、いろんなリスクがあると思うのですけれども、そこら辺の対応はどんなものでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 当初ブリッジにつきましては、プールとの連絡ブリッジということ考えておりました。当然、あそこの交通量とかを考えればブリッジは必要になってきますけど、当分の間はですね、横断歩道の設置とか、信号機の設置を警察と協議しながら、あそこの利便性を図っていきたいと思っております。

市長は、議会の2日目の質疑の中でも、将来に譲るという形で言われましたので、将来的にどうするのかということについては、今後の利用状況も含めて検討していきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） そこでですね、ブリッジは落とすと市長の判断されたことはわかります

が、落としたことで、この体育複合施設ではないところでの対応する形になりますよね。そうすると建設課、建設課さんのほうが交差点協議、交差点に信号を付けることになると思うのですが、そこら辺の動きはどうなのでしょう。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 建設課長のほうにもですね、こういった工事も進んでおりますので、また地元の要望もあるということで、警察とのほうとの協議は進めておられるみたいですね。

進捗状況については、どこまで具体的に進んでいるかということは、今の段階では具体的に返ってきてませんので、この場で私が答えることは不可能だと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） 一番気になるのは、ブリッジを落とすことによって安全性が損なわれる、それに対して、何によって対応をされるのかということを、しっかり言っていただければですね、「ああ落としたんですか、安くなりました」というふうには納得されない方はいっぱいいらっしゃると思うんですね。その代り安くなるのは願ったり叶ったりってことはあるんで、それはわかるんですけども、それに対する安全性の確保をしっかりとしとかなければいけないと思います。それで完成時期も2月末から8月に延びました、そこら辺でですね、当初ブリッジが計画されていたから、信号機が見にくいというところで、待っときましようという話を聞きました。警察のほうから。そういうこともある中で、ブリッジを落とすということがはっきりわかったのであれば、交差点協議、信号設置のほうをしっかりとやって、それこそブリッジの代わりに交差点改良、信号が付きましたというこというところまで持っていかなないと、非常に危ない交差点横断になると思うんですね、しっかり建設課さんのほうと打ち合わせてやっていかなければいけないと思います。

だから、逆にしっかりやりますという言葉が頂かなければ、ああ落としてしましてねということで賛成ということにならないと思うのですけれど。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 今、木村委員さんがおっしゃったとおり、建設課のほうとは誠意をもって協議をやっていますので、その結果をもちまして、ご報告していきたいと思っております。

建設課も何もしていないわけじゃなくて、当然、公安委員会が絡んできますので、県の公安委員会のほうとも協議しているとお聞きしておりますので、それについては誠意をもって進めていきたいと思っております。

○委員長（小島真由美委員） ほかに質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 空調設備のことで聞いておきたいんですけども、昨年、空調設備を外すということを決めた時点で、日田の総合体育館にあるらしいですけども、使われていないということが外す理由になってるんですね、その後運用する中で必要となれば検討するということが昨年外したんですけども、先ほども、ちょっと聞きましたけれども、空調設備プロパーでお聞き

しますが、まだ運用が始まっていないわけで、運用前から感じる必要、どうしても付けなければならない必要、この間見出したんだと思うんですね、市役所の担当部局のほうで。だとすると、それをはっきり言っていたかかないと、「ああ空調、なかったのが戻ってきたの、なぜ」ということになってしまったので、なぜ、今回戻すにたる状況というか、事情というか、でてきたのか、それを説明をしていただきたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（大塚源之進） 夏場のアリーナを使つてのバドミントン競技とか、外からの風を受けないような競技の時には、必ず熱中症対策というのが必要になってきます。実際、そういう団体競技の方にお話をお聞きしたら、バドミントン競技とか卓球競技とか、そういう方々については、夏場については空調を入れながらしないと、熱中症で倒れたりする危険性がございましてということと、実際に子どもたちの利用も多いみたいですので、そういう中で熱中対策をしていくのがベストではないかと考えてますので、今回、空調を入れるということでご理解していただきたいなと思っています。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ただし、昨年外すと決めた段階で、総務部長が体育館としては十分機能すると答弁されているんですね。今のお話しですと、体育館として夏場使うのがないと困るといふ話なので、ちょっとおかしいですね。昨年は良かったけれども、今年は駄目だったというのであれば、変化の理由がないと、市民を説得することはできないと思うので、今、おっしゃったバドミントン、卓球で必要というのはわかります。熱中症の不安もわかります。ただ、同じ事情から、昨年は別の結論、今年はこの結論ということでは、とてもああそうですねとは言えないので、なぜ、今年と去年で結論が違うのかということを知りたかったのです。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） アリーナのエアコンは将来に向かって不要だということには言ってないと思います。基本的にある一定の予算がございまして、その部分については我慢するというので進めてきたわけがございまして。だから、その分については削減したという状況がございまして。

スポーツに詳しい人間、スポーツをあまりしない人間はいろいろおると思います。市民それぞれスポーツに関する見解というのは違うものがございまして。なぜ、基本計画の中にそれを入れたかということ、やはりパブリックコメント、先ほどから申しますとおり、そういう経過の過程をですね、市民のご意見を伺いするような意見をとって、出てきた一定のプランですので、その段階において、我慢する段階において、将来にわたって付けられないということは言ってないかと思慮しております。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それはその通りだと思うのですが、今のお話しからすると、一定の枠内でというのは端的に言うと予算的なことではないかと思うのですよね、要するに必要であると

思われる事情とか、将来的に付けたいという想いは変わらない、変わったとすれば予算のことで、今年と去年で太宰府市が、この分のお金を出すに余裕ができたというべきなのかわかりませんが、じゃあ、今度は予算の面で財源の面で去年と今年で何がどう変わって、去年は何が駄目だったけど、今年是可以というふうに考えてらっしゃるのか、そこをお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 財源面での大きな変化というのは、とりたててないかと思います。大きな変化というのは皆様ご承知のとおり市長も変わったような状況でございます。

それを考えるに、基本的に、この施設はどのように使っていくのが一番妥当なのか、市民のためになるのかというのを論議いたしまして、方針を立ててきたと、全体的に先送りというわけじゃなくて、この分については議会のご承認をいただいて、一緒に作っていたほうがいいんじゃないかということで、検討を進めてきたというようなことでございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の回答に対する質問なんですけども、ということは市長が変わって、今回の結論が変わったというのが、かなり大きな要因だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） それは違うわけでございまして、私たちは前市長に予算査定をお願いしたことがないのでそれはわかりません。

ただ、総体として全体として一緒に作っていくのが市民のためだというような判断でございます。

○委員長（小島真由美委員） はかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出についての説明、質疑を終わります。

歳入、及び第2表、繰越明許費につきましては、歳出の際に併せて説明を受けましたので、これで当委員会所管分の説明は終わりました。

質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 実質的に質疑の点でやりたいことはいくらでもあるんですけども、いくつか質問をしまして、ほかの委員さんへの質問に対する答えも聞きましたけれども、今回補正を出すのであれば十分な精査を経た上で補正を出すということを市長が7月に述べておられます。議会でも同じような趣旨は言っております。ただ、今日、この場でも、いくつかの質問がでました

けども、明確になんらかの根拠が示されたとは言い難いという印象を受けています。私自身の考えで言えば、昨年外したものが今年戻ってくるという理由が、結局一緒にやったほうが良いということに尽きるように思うのですが、だとすれば去年外したほうが間違いだと、議会がそれを議決したことも間違いだということを、公に表明しているのが、この補正予算ではないかと思いません。

ほかにも言いたいことはありますが、簡潔言うとそういう理由で反対討論させていただきます。

○委員長（小島真由美委員） はかに討論はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 一応賛成という形で言わせていただきますけども、3点ですけども、移動席観覧席についてはフルでなくてもですね、まだ余地があると思います。一番使い勝手のいい台数というのがあると思うので、そこの検討をお願いしたいということと、ハッチ方式ですよ、設計変更の中で混ぜてしまうのではなくて、これ独立しているものですから、一番コストが安い方法でお願いしたいということと、3点目がですね、ブリッジ落としますということですけども、それに対する安全対策というのを交通誘導員ではなくてですね、しっかりとした工事といえますか、交差点なりとか信号とか、そういうことで対応していただく、それこそ市長の政治判断で落とされたということであれば、それを逆に市長ので政治判断でしっかり対応していただくをお願いしていただきたいところです。

○委員長（小島真由美委員） はかに討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 賛成をいたしますけども、この補正予算が太宰府市では分割付託ということで、各常任委員会に分割付託されておりますので、その観点からも一つの補正予算として全体を見た場合には賛成は致しますけども、今、議論になっております体育複合施設の問題については議論が長時間に及びましたけども、とりわけ疑問の多い移動観覧席については、最終日の段階で附帯決議も上げさせていただきたいということは、考えております。

その点、表明させていただいた上で賛成討論とさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） はかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

（笠利委員「すみません」と呼ぶ）

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 意見交換というものを行いたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） どうぞ。

○委員（笠利 毅委員） 私、この場で議員として発言権をもって居ますけれども、基本的には建築工事等に関しては素人です。今回、予算書であるとか、計画書であるとかというのは一所懸命見

てきましたけれども、わからなことがたくさんあるだろうと思いつつ、質問しました。

そこでなんですけども、ほかの委員さんに、できれば反対という立場で討論したんですけども、筋が通らないと思って反対したんですが、そもそも私が質問したことがですね、そもそもあの質問はおかしいと、実情に合わないというのがあれば教えていただきたいし・・・端的に言えばそうですね、文字通り意見を言っていたらなと思います。

そうでないと、私自身が自分の議論に正当性に自信も持てないし、それをちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 意見はございませんか。  
（発言する者なし）

○委員長（小島真由美委員） ないようですので進めます。  
採決を行います。

議案第57号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第57号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午後12時20分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここで13時まで休憩したいと思います。

休憩 12時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 13時00分

日程第3 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 休憩前に引く続き会議を再開します。

日程第3、議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書24ページから33ページでございます。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（平田良富） 議案第58号、議案書8ページでございます。

まず、補正予算書24、25ページをご覧ください。

「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」保険事業勘定について、ご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,159万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を45億4,553万6,000円にお願いするというものでございます。

なお、今回の補正は、平成26年度の介護保険事業の国、県、支払基金の清算に関するものでございまして、清算返還金の財源として、前年度繰越金を充てまして、残りの分は基金に積み立てるといったものが全体の概要でございます。

それでは、詳細な補正内容について、補正予算書32、33ページの事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

歳出の1款1項1目一般管理費、23節償還金、利子及び割引料、事業細目002、庶務関係費2,220万4,000円でございます。

これは、平成26年度介護給付費負担金と地域支援事業の交付金の清算返還金を計上しております。

具体的には、介護給付費の国への清算返還金2,185万4,000円と、地域支援事業費の支払基金への清算返還金32万1,000円、国への清算返還金1万9,000円、県への清算返還金1万円でございます。

次に、5款1項1目介護給付費、準備基金積立金、25節積立金、事業細目001の介護給付費支払準備基金積立金939万5,000円でございます。

これは、今回、平成26年度の負担金・交付金の清算で、前年度の繰越金との差し引きを基金に積み立てる予算でございます。

続きまして、これらの歳出予算の財源としまして、戻りまして30、31ページの歳入の欄をご覧ください。

上から、4款1項1目介護給付費交付金、88万1,000円と、次の5款1項1目介護給付費負担金、55万6,000円の平成26年度のこちらは追加交付金、及び8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金3,016万2,000円で財源として対応しております。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第58号の「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する  
請願

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、請願第2号「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願を議題とします。

この請願につきまして協議、意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

陶山委員。

○委員（陶山良尚委員） 賛成の立場から一応討論させていただきます。

私も、委員会が始まるまで、この案件につきましては継続審議が望ましいのかなど、そういった中で実際に現地の調査、また執行部から話も聞くことも大事かなと思ひまして継続が望ましいと思っておりますけれども、本日、補正予算の中で情報センターの機具の案件が出ておりましたので、そういうことを聞きますと、既に執行部のほうで動き出した内容ですので、そういった形であれば納得できますけれども、この請願自体がですね、本来であれば、議員自分たちの要望活動の中で納まるような内容でございますし、直接執行部で話をするとか、一般質問で話をするとか、そういった程度で収まるような内容でございます。

今日も、執行部と話を事前に請願者、もしくは紹介議員がしておれば、何の問題もなく請願までせずに済んだ案件だと思っておりますけれども、紹介議員におかれましては請願を出すという重みを感じていただきながら、しっかりと事前に慎重審議をしていただいて、出す以上は、そういう段階を踏んでいただきたかったかなと思うところがございますので、この内容的な問題については、何も反対するような理由はありません。ただ、請願の出し方に対して、少し問題があったのかなと思っておりますので、この案件に関しましては繰り返しますけれども、反対するような案件ではありませんので、賛成をさせていただきます。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 賛成の立場で討論をいたします。

今、陶山委員がおっしゃられたことと、ほぼ同じようなことを考えられるんですけども、私の言葉で言えば、今日の午前中の議論であったように様々な機械の更新というのが少しづつ進められ

ている、ただ、それが午前中の話の感じでは動かなくなっただけからというようなのが強いような感じがしますけども、請願の趣旨を汲めば、計画的にこういうものを揃えていくというような方向を市がとっていただけるように、そういう後押しになるものだろうと考え、この請願には賛成したいと思います。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） この情報センターの設備機器に関しましては、今後、残った機具もあると思うので、それを一括で予算を組むような形に持って行って欲しいと思います。

その部分的にちょこちょこ出すのではなくて、もうまとめて、先ほども言いましたように、同じような時期に入った機具ですので、壊れるのも同じように使えば、同じように壊れてくるのが普通じゃないかと、考えております。

だから、少し使えるからという感じではなく、先々半年、1年で壊れるような感じであれば、その旨予算組みを執行部のほうでお願いしてほしいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 賛成か反対かをお願いします。

○委員（船越隆之委員） 賛成です。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、請願第2号は採択とすべきものと決定いたしました。

〈採択 賛成5名 反対0名 午後1時08分〉

○委員長（小島真由美委員） お諮りします。

この請願につきましては、執行機関へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

ここで諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小畠真由美委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午後 1 時 10 分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成27年11月20日

環境厚生常任委員会委員長 小 畠 真由美